

始めよう！緑の政治

2014-15 自治体選挙

「緑のローカルマニフェスト(大阪府版)」素案

2014年8月24日 緑の党大阪府本部マニフェスト検討チーム

■ 緑のローカルマニフェスト（大阪府版）素案の提案にあたって

これは、2015年統一自治体議会選挙を頂点として本年から始まる各地の自治体議員選挙に向けた緑の党大阪府本部の自治体選挙政策の素案です。

■ 緑のローカルマニフェスト（大阪府版）素案の位置付け

内容については、まだ表現や項目の具体性・構成が未整理で、検討や議論も十分ではないものも含まれていますが、今後、多くの市民のみなさまの意見や議論を通して発展させたいと考えています。

なお、これは大阪府内の自治体に共有可能なものとして整理したものであり、各自治体に適用する時は、その実情に応じて取捨選択や優先順位を変えて活用していただくものです。

■ 緑のローカルマニフェスト（大阪府版）素案の枠組み

（1）持続可能な地域社会へ

- ①原発再稼働の動きに対し、原発に依存しない地域社会へ
- ②地球温暖化の危機、生態系の危機に対して、自然と共生する持続可能な地域社会へ
- ③人口減社会を地域で豊かに生きるために、地域で資源が循環する地域社会へ

（2）多様な生き方を認め合い、未来を育む地域社会へ

- ①公正な働き方を実現する地域社会へ
- ②子どもと未来を育む、「子どもの権利」が息づく地域社会へ
- ③性による差別・抑圧のない平等な地域社会へ
- ④障がいを持っていても生きがいを感じられる支え合う地域社会へ

（3）市民が政治を担い、行政と議会を動かす自治体へ

- ①市民が行政をコントロールする地域社会へ
- ②市民が議会運営に参加する地域社会へ
- ③市民が公共をつくる地域社会へ

■ 今後のスケジュール(予定)

- ・ 8月 市民フォーラムで提案、参加者で議論。
- ・ 9月末まで 市民のみなさまの意見を反映し、さらに改良を加えて、第1次案を策定。
- ・ 10月 「第1次案」として公表。
- ・ 以降、「第1次案」を基に各自治体予定候補者のマニフェストに発展させ、順次公表する。

1. 持続可能な地域社会へ

(1) 原発に依存しない地域社会へ：持続可能なエネルギーを地域から！

①市民と自治体が協働して再生可能エネルギー事業の取り組みを積極的に推進

全国の自治体の8割が再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等自然を利用したエネルギー）の推進に意欲的に取り組んでおり、電力や売却益だけでなく、再生可能エネルギーを活用した地域振興策等の政策提起も活発に行われています。

自治体の休遊地を活用し、市民協働発電事業に無償貸与したうえで、将来的には売電収益を積み立て環境教育や地域の活性化に役立てていこうという試みが進められています。

地域に眠るエネルギーを市民自らの手で掘り起し、取り戻す取り組みを進め、地域分散型の電力供給体制を創りあげるとともに地域社会に新たな産業や雇用を生み出し、地域に利益を循環させる再生可能エネルギーの開発と活用施策を推進させます。

泉大津市でも2014年8月には、市民共同発電事業として、私有地1000㎡を無償貸与する条件が整いつつあり、市民提案型プロポーザル方式で事業主体を募る予定となっています。大阪府内で初めて50キロワット規模の市民共同発電事業が動き出すこととなります。

②住民参加で実効性のある地域防災計画の強化を！

大阪府は、南海トラフ巨大地震を想定した総合防災計画を策定しています。府内各市町村では、総合防災計画に基づいた津波水害想定や風水害を想定したハザードマップ等を策定し住民に配布していますが、それぞれ地域の特性によって災害対策は大きく異なってきます。地域での危険施設対策や避難場所、避難経路、住民の家族構成等々、きめ細やかな対策が求められます。再度地域防災計画を市民参加で見直し、実効性のある安全安心のまちづくりを進めます。

(2) 自然と共生する地域社会へ：豊かな自然の恵みあふれる地域を子どもたちの手に！

①市民参加型の環境再生型公共事業

従来の公共事業は、各行政部局の縦割りの中で決まった個別事業が多く、地域の分断や環境破壊、税金の無駄使いなどの問題を引き起こしています。縦割りの壁を越えて地域全体にネットワーク状に広げる市民型公共事業が必要です。それにより、従来の公共事業にくらべ少ないコストでより大きな効果を生み出すことができます。

例えば、首都圏に位置する霞ヶ浦は、工業化や都市化に応じた水資源の大規模な開発により、湖岸はコンクリートで固められ、水門が閉鎖されたことで海との連続性が絶たれ、森林やため池などの身近な水源が失われつつあり、流入する水質も悪化しました。行政は個別の施策や事業を行ってきましたが、抜本的な改善には至っていません。1995年に始まった市民事業「アサザプロジェクト」では、湖岸植生帯の復元、水源の山林や水田の保全、外来魚駆除、放棄水田を生かした水質浄化などに多様な主体が参加し、生物多様性の保全を通じて健全な水循環や生態系の物質循環を達成していくための新たな社会システムの構築が進められています。

【参考・補足等】

霞ヶ浦流域の環境保全と持続型社会の構築をめざす市民型公共事業～アサザプロジェクト（199

5年～)

②地産地消で地域の食料流通の向上

先ずは、学校給食における地産地消を推進し、地域の農協などと連携を深めます。実際に農作物をつくる農家の方々に学校へ出向いてもらい、生きた食育を学ぶ機会をつくっていきます。

(3) 地域で資源が循環する地域社会へ：人口減社会を地域で豊かに生きる！

①循環型地域経済の推進

地球というグローバルな有限な環境の中で、人類が利用できる資源は限られています。従来の右肩上がりの経済成長では、今後の社会の質的发展を進めることが難しい時期にきています。持続する現在を、豊かに生きるには、地域の自治力を付け、外部の雇用者や供給者への依存の減少を促すことが必要です。それには、事業者の生産基盤と人々の生活基盤が重なる地元の産業や中小企業が元気であることが必要になります。自治体の入札先を地元の事業者を優先すると同時に、将来の地域経済、地域社会、自治体の姿を見据えた中小企業振興条例の制定を目指します。

【参考・補足等】

八尾市中小企業地域経済振興基本条例 2001

②持続可能な自治体運営

税収がひっ迫する中で、公共施設を健全に維持するためには、営繕・改修計画を立て、大規模改修や建て替え費用も含めたトータルコストを公表し、身の丈に合った施設計画を市民参画で策定することを提案します。

③貧困対策（生活保護者・貧困者への各種支援）

生活保護は最後のセーフティネットです。生活保護の捕捉率は2割程度とされています。にもかかわらず福祉事務所は故意または過失で生活保護法上にある家族の扶養義務の「優先」を、生活保護の「要件」と読み替えて、申請を受け付けず生活保護制度の適用を怠っています。人は生活を営む上で、自己責任では解決できない領域があります。福祉事務所の「違法な水際作戦」を直ちに是正します。セーフティネットがあればこそ人は安心して社会に参画でき、失敗しても再度復帰できます。人は生きる権利があり、それを保障する義務は国にあり、権利と義務は相対的な関係ではありません。

2. 多様な生き方を認め合い、未来を育む地域社会へ

(1) 公正な働き方を実現する地域社会へ：

①同一労働同一賃金を先ず地方公務員から

民間企業を含む社会全般において、同一労働同一賃金を実現する必要がありますが、先ず、自治体が主体的に責任を持って実現できる自治体の非正規職員の雇用労働条件の抜本的改善に取り組めます。

②公契約条例の制定と実施

自治体の事務・事業の外部委託が進む中で、指定管理・外部委託事業者等の職員の雇用労働条件を抜本的に改善するため、事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定した公契約条例の制定を推進します。

【参考・補足等】

・公契約条例は公契約にかかる業務に直接・間接に従事する労働者の最低賃金額を自治体が定め、この賃金額遵守を公契約締結の条件として受託事業者に義務づけることを主な内容とするもの。公契約条例による最低賃金規制は、最低賃金法による賃金の一律規制と異なり、あくまで契約当事者間の合意に基づく規制であり、これまで元請業者からぎりぎりの単価で仕事を請け負わされ、最低賃金すれすれの賃金しか支給できなかった中小零細事業者にとっては、従業員に支給する賃金額を上昇させることも可能になる（埼玉弁護士会意見書より要旨抜粋）とされている。千葉県野田市（2009年9月）、神奈川県川崎市（制定年月）、東京都多摩市（制定年月）などで制定されている。

（2）「子どもの権利」が息づく地域社会へ：子どもと未来を育む！

①支援を必要としている子どもたちのSOSへの対応拡充

- ・子どもの権利にもとづく相談窓口として、「子どもの人権オンブズパーソン」の設置。
- ・学校設置型スクールソーシャルワーカーを導入して、福祉と教育をつなげて子どもの支援をおこなう。

②子ども・子育て支援新制度の見直しと自治体の対応策

- ・子どもに寄り添った保育環境を整えた待機児童対策を実施し、待機児解消に取り組む。
- ・保育を受ける権利の拡大を図るため多様な保育形態の実現を図る。

③「子どもの貧困」対策

- ・子どもの貧困率の把握、実態調査を自治体ごとに進め、「子どもの貧困対策法」を有効に活用する。
- ・就学援助の認定率をアップする、教材費などの適用範囲を拡大するなど、生活保護基準引き下げの影響を被らない措置をする。高校生にも就学援助制度を創設する。

④「子どもの権利」をベースに置いた教育の実現

- ・インクルーシブ教育の充実。特別支援員等を増員し、通級教室を増やし、同じ場で学べる環境を整える。
- ・教科書採択のルールを透明化する。地域の実情を反映し、市民に開かれた教科書採択の制度を実現に取り組む。

（3）性による差別・抑圧のない平等な地域社会へ

①審議会等への女性比率の向上

自治体の重要な計画などについて審議・答申する審議会等の女性比率が少なく、子育てや介護など女性が重要な役目を担っている分野ですら女性比率が50%に程遠い自治体が多い。審議会等委員の女性比率50%を目指し、女性の意見が自治体の計画に反映できる仕組みをつくりまします。

②女性や性的マイノリティへの差別やいじめ・セクハラ防止の強化

性的マイノリティへの偏見や差別をなくすため、公的書類から不必要な性別記載欄の撤廃や教育現場で保護者とともに学べる機会づくりに取り組みまします。

また、自立支援、資格取得のための助成は現状では受講費の20%（上限10万円）しかなく、自立できる就業に結びつく資格取得には多くの自己資金が必要になります。通学中の生活支援も月額10万円であり、これらが資格取得に対する大きなハードルとなり、特にひとり親家庭では断念するケースが目立ちまします。まずは受講費の拡充に取組みまします。

(4) 障がいを持っても生きがいを感じられる地域社会へ：

①障がいに応じた支援策の拡充

総合評価入札制度や就労支援制度を拡充しまします。

②グループホームの拡充

住み慣れたまちで家族との交流も容易に行える場所で暮らすことができるために、公営住宅や空き家の有効活用などにより、数値目標を立ててグループホームの拡充に取組みまします。

③公共施設のバリアフリー化推進

公共施設の更新や民間との開発協議などにケースワーカーなど障がい者の立場に立った視点を持つ専門家が関わることを義務付けまします。

3. 市民が主役の地域社会へ：市民が政治を担い、行政と議会を動かす自治体へ！

(1) 市民が行政をコントロールする地域社会へ：市民の意思で行政を動かす！

①市民がつくる自治基本条例の制定と拡充

市民自治を地域で実現するためには、主権者である市民の意思で自治体を運営する仕組みが必要であり、自治体の憲法といわれる自治基本条例の制定が不可欠です。自治基本条例には、市民の権利と首長・行政および議会の義務を明確に規定しまします。

②予算策定に住民の参加と議論

どのような政策も予算の裏付けがなければ実行できません。自治体運営に市民が参加するために、予算案編成過程の公開と市民参加を推進しまします。

【参考・補足等】

日本における予算案編成への市民参加の代表的な事例として3つのタイプがある。(ア) 予算編

成過程を公開する（鳥取県が2003年6月から開始、その後いくつかの自治体で導入）（イ）自治体とは別に市民が自治体予算全体の見直しと予算案作成を行なう（埼玉県志木市が2004年度から「市民委員会」による予算編成をおこなっている）（ウ）市予算のうちの一部を自治体内の地域に交付し、市民が地域予算を編成する（三重県名張市「ゆめづくり予算制度」）など。

③教育委員会の改革

教育委員会の存在意義を高め学校を取り巻く問題を解決するために、学校現場への抜き打ち視察や問題の聞き取り調査など、自ら現場へ出向き、問題を見つけ、解決するために「動く」教育委員会へ改革します。また、教育委員会による公聴会など市民の参加する機会を拡充します。

(2) 市民が議会運営に参加する地域社会へ：議員と市民が議論する！

①議会基本条例の制定と拡充

議会への市民参加を強めるため、積極的な情報の創造と公開、議会の政策活動への多様な市民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、公正性と透明性の確保などについて定めた議会基本条例の制定と拡充をすすめます。

【参考・補足等】

北海道栗山町議会基本条例（2006年5月制定）に始まった議会基本条例制定の動きは進み、すでに都道府県議会の過半数、市議会の3割以上が議会基本条例を制定している。しかし、議会報告会への参加者が拡がらない、議会に関心を持ってもらえないなどの課題をかかえている自治体は少なくない。

(3) 市民が公共をつくる地域社会へ：市民の力で地域をつくる！

①提案型公共サービスの実施

人口減少社会を迎える中で、地域の公共サービスの質を向上させるために、行政がやっている事務・事業を対象に提案を公募し、最も質の高い提案をしたNPO・地域組織・企業などに事業を委託する制度を推進します。

【参考・補足等】

千葉県我孫子市（2007年度～）
兵庫県尼崎市（2013年度～）

②地域自治組織の改革

地域課題解決の主体である地域コミュニティの崩壊が進行する中で、地域のことは地域自らが考え、決める、真の地域主権の実現を目指し、地域自治協議会などの新しい地域自治組織の実現を推進します。

【参考・補足等】

三重県名張市「地域づくり委員会」「地域予算制度」
兵庫県朝来市「地域自治協議会」
大阪府豊中市「地域自治システム」

③市民事業の拡大

持続可能な地域社会を実現するためには、NPOや地域団体などが市民事業やSB（ソーシャルビジネス）を継続的に行える環境を整備する必要があり、特に資金調達、人材育成、拠点施設など経営資源を確保する面での支援を充実させます。

【参考・補足等】

市民事業とは、「地域社会に立脚した市民による協働の組織により実行される地域の資源と需要を顕在化することにより進められる事業」で、備えるべき条件は、①運営・ファイナンスにおける自律性、②地域協働の運営体制、③地域資源に立脚した地域内循環構造への貢献（佐藤滋）

以上